

《研究》

欧州共同体 (EC) と アフリカ連合諸国との貿易

——イギリスの EC 加盟にともなう
EC 連合関係の発展——

内 田 勝 敏

- I はしがき
- II ローマ条約の成立と連合制度
- III ヤウンデ協定
- IV アルシーア協定
- V 英連邦アフリカ諸国と EC 連合関係
- VI EC の連合関係拡大の意義

I は し が き

1973年1月から、イギリスは EC に加盟したが、正式加盟にあたって結ばれた条約の議定書22は、イギリス連邦の20独立国¹に対して EC と特別関係を結ぶことを提案している。

いうまでもなくイギリス連邦は、貿易関係からみれば特惠関税制度²によって結びつけられた地域であるが、イギリスの EC 加盟によって、1975年

-
- 1 20カ国とは、バルバドス、ボツワナ、ファイジー、ガンビア、ジャマイカ、ケニヤ、レソト、マラウイ、モーリシャス、ナイジェリア、ガーナ、シエラレオネ、スワチーランド、タンザニア、トンガ、トリニダード、トバゴ、ウガンダ、西サモア、およびザンビアであり、このうちで13カ国がアフリカ、7カ国がカリビア海とアジアの諸国である。
 - 2 英連邦特惠関税体系については拙著『ヨーロッパ経済とイギリス』東洋経済新報社、1969年、第3章「英連邦の経済構造」を参照されたい。

までに特惠関税体系は終えんすることになる。イギリス連邦の貿易上のきずなは、第9, 10表にみるように、1955年をさかいとして急速に弛緩してきたのであったが、これらの諸国はこれまでの英連邦特惠の代りに、拡大ECと連合関係を結ぶことによって新たに特惠を求める方向へ動きはじめたのである。

ところで、すでにECは低開発国との連合関係において三つの方式を確立している。第1は、旧フランス領を中心としたアフリカ諸国と結んだ特惠と開発援助基金の供与を内容とするヤウンデ協定³、第2は、旧英領の東アフリカ3国と結ばれた貿易上の特惠のみを内容とするアルーシア協定で、いずれも1975年1月末に失効する。第3の方式は、ECとモロッコおよびチュニジアとの間に締結されている単純な貿易協定で、これは1974年8月末に失効することとなっている。

さて、英連邦20カ国はECと連合関係に入るさいに、この三つの方式のうちいずれを選択するであろうか。また、その選択はどのような意味をもつであろうか。

II ローマ条約の成立と連合制度

まず、西欧諸国とEC連合諸国との間の貿易関係をふりかえってみると、戦後、1949年の欧州理事会において最初にこの構想があらわれている。当時、西欧諸国は、きびしいドル不足に悩まされており、それを克服するために、アフリカ植民地との補完的な貿易関係を強め、本国と植民地との通貨圏を利用しようと考えた。この構想は、1952年のストラスブルグ

3 ヤウンデ協定にもとづく連合諸国は当初18カ国であったが、1973年1月からモリシヤスが加盟したため19カ国になっている。モリタニア、マリ、セネガル、アイボリーコースト、上ボルタ、ニジェール、ダホメ、トーゴ、カメルーン、チャド、中央アフリカ共和国、ガボン、コンゴブラザヴィール、ザイル、ルワンダ、ブルンディ、マダガスカル、ソマリア、およびモリシヤス。

・プランで具体的にとりあげられ、そのなかで、欧州理事会のすべての参加国は本国と植民地との間で貿易と開発援助の関係に入ることを定めた。このプランが後のヤウンデ協定の主要な要素を含んでいたのである。

ところで、ローマ条約第131条は、ECと特別の関係をもつ非ヨーロッパ諸国および領域との連合関係を規定し、「非ヨーロッパ諸国および領域の経済的・社会的発展を促進し、EC全域との間に緊密な経済関係をうちたてる」と述べている。しかし、現実には領域（territories）といわれるのは、1958年には、フランス領アフリカを中心とするECのアフリカ植民地であり、この条項も当初はフランスのアフリカ植民地にたいする同化政策とみられる面が強かった。その内容は、ローマ条約第132条に示されているように、(1)EC諸国はローマ条約のもとでの相互関係と同じ取扱いを連合諸国との貿易にも適用する、(2)連合諸国は特別の関係をもつ欧州国家にあたえているのと同じ取扱いをEC諸国および相互間にあたえる、(3)EC諸国は、連合諸国の開発に必要な投資を行なう、ということとなっている。

さて、連合制度の適用として、1958年1月1日から1962年12月31日までの最初の協定ができたが、この協定期間中に、フランス、ベルギーの植民地はほとんど独立を達成したので、連合関係の改訂交渉はこれらの独立国を相手に行なわれ、1963年7月にギニアを除く連合関係参加国の全部と新たな協定が締結された。これが第1次ヤウンデ協定であり、現行の協定は1969年7月に更改された第2次ヤウンデ協定である。

III ヤウンデ協定

ヤウンデ協定にみられる貿易上の特惠からみてゆこう。

ヤウンデ協定によればECはアフリカ連合諸国にたいして関税も輸入割当も課さないと同時に、連合諸国はECの輸出品にたいして関税引下げな

いし関税廃止を認めている。協定は、ECと19の連合諸国との間にそれぞれ自由貿易地域をつくっているのものであって、19カ国相互間にもこれを設定する可能性を残している。もっとも後者は事実上は存在しない。

ところで、協定は貿易上の相互特惠を原則としてはいるが、双方ともこれに例外を設けている。

ECが連合諸国の輸出商品にたいして関税を撤廃するさい例外としてまず、ECの共通農業政策によってカバーされる商品があげられている(第2条)。たとえば、穀物、豚肉、牛肉、鶏肉、ミルク、バター、野菜、果物、ぶどう酒、砂糖、タバコ、および無制限にECに流入すればEC生産物の流通が困難になるような競合商品である油脂などである。

さらに第16条には、「もし、ECぜんたいの経済やメンバーのいずれかの国の経済に重大な困乱がおこったり、その対外金融事情が危機におち入ったり、また、ECの一地域の経済事情に悪化がおこるような困難が生じた場合には」、必要な保護的手段をとることができる、というセーフガード条項が述べられている。これは、将来、連合諸国からECへ工業品の輸出が急激に増加したような場合にとりうることになっているのである。

もっとも共通農業政策のカバーする商品のうちで、連合諸国がその輸出に特別の経済上の関心をもつ商品については、ECは、ヤウンデ協定と別に各種の協定をつくって連合諸国に特惠をあたえることとなっている。この場合、ヤウンデ協定議定書第1条では、「第三国で生産された同様な生産物にたいして適用される一般的な待遇よりも有利な待遇を、EC側があたえる」こと、となっているのである。たとえば、油脂商品は、1970年規則518によって、もし連合諸国を原産とする商品の輸入量が著しく増加した場合にはECが輸入を制限できる特定的手段をとらうという条件のもとに、連合諸国産品の輸入にたいし無制限に輸入を保証しているのである。そのほか、落花生には無関税、米には45%だけEC課徴金の削減の恩

典をあたえており、タバコは無関税（ECの対外共通関税は23%）である。

もうひとつ、ECが無税の扱いをする場合がある。それは、ボーキサイト、銅、綿花、茶、鉄、錫、木材、粗油などの工業原料である。しかし、これらの商品は、第1表にみるようにEC共通対外関税の場合でも同じように無関税になっているのであって、アフリカ連合諸国にとってはなんらの恩恵にもならないのである。

第1表 ECの共通対外関税(%)

品 目	比 率
バナナ	20
コーヒ（加工品）	15
コーヒ（その他）	7
ココア	4
ボーキサイト	0
アルミナ	5
銅（加工）	8
銅（その他）	0
茶	0
綿 花	0
綿織物	13~15
衣料品	17
パイナップル缶詰	32
亜鉛、鉛	トン当り13.2

資料 Charles Young, Association with the EEC, *Journal of Common Market Studies*, Dec. 1972, p. 123.

他方、アフリカ連合諸国がECからの輸出品にたいして関税引下げを行なう場合は、連合諸国側の与える特惠であり、普通、逆特惠（reverse preference）といわれるものである。但し、協定の条項によれば、連合諸国が経済開発上、財政上、あるいは国際収支上の必要が生じた場合には、関税またはそれに相当する課徴金を留保または導入することができるようになっていて、ECにたいして逆特惠をあたえる必要のない場合を明記している。しかしながら、現実には大抵のアフリカ連合諸国は逆特惠を

あたえることを義務と感じて実施してきたのであった。（もっとも、トーゴとザイルは、無差別関税を維持するという国際義務によってローマ条約の第133条のもとでEC諸国の生産物に対する関税引下げや撤廃を行なわない例外となっている）。

ところで、連合諸国のECにあたる逆特惠は、もともと植民地時代の貿易関係の遺産とみなされるものであるが、ローマ条約第132条でEC輸出品にたいして連合諸国は関税の漸次的な引下げを求められ、またヤウンデ協定第3条で、「ECを原産地とする商品は関税もしくはそれと同等な効果をもつ課徴金なしで連合諸国に輸入されるべきこと」を求められているのである。

この逆特惠はつぎのような方法でEC諸国にあたえられる。すなわち、連合諸国の対外関税は財政関税 (Fiscal entries) と一般関税 (Customs duties) とに分けられ、前者はすべての国の商品に課されるが後者はEC以外のすべての国に課されることになっている。たとえば、ECから輸出されるタイプライターにたいする連合諸国の財政関税が26%で一般関税が4%とすれば、EC諸国は26%だけの関税を課され、それ以外の国々には30%の関税をかけられることになるのである。

ところでEC連合協定が両者間の貿易にもたらしたものはなんであったか。

まず、第2表でアフリカ連合諸国のECむけ輸出の年平均増加率 (1958

第2表 アフリカ連合諸国のECむけ輸出の増加率 (%)
(1958~69年の年率)

国 別	年増加率
フ ラ ン ス	2.8
ベルギー・ルクセンブルグ	6.9
オ ラ ン ダ	9.4
西 ド イ ツ	11.3
イ タ リ ー	13.4
E C	6.0

資料 G. Schiffer, *Enlargement of the EEC and Community Policies in the field of trade, Britain, the EEC and the Third World*, Overseas Development Institute, London, 1971, p. 49.

—69年) をみると、フランスにたいして増加率が低いイタリア、西ドイツには年率それぞれ13.4%、11.3%の高い増加率を示している。これは、主としてケランス植民地を中心とする連合諸国とECとの貿易関係において、フランスの地位が低下し、イタリア、西ドイツの地位が上昇して、フランス以外のECのメンバー諸国に旧植民地関係が拡大されたことを示すものである。

同様に、第3表によって、アフリカ連合諸国のECむけ年平均（1959—69年）輸出増加率を6カ国のECとフランス、ベルギーおよびルクセンブルグを除く3カ国のECとにわけてみると、6カ国ECは7.2%であるのに、3カ国ECは11.6%もの高い増加率を示しているのである。

第3表 アフリカ連合諸国の年平均輸出増加率(%) (1959—69年)

輸 出 国	輸 入 国		
	EC (6カ国)	EC (3カ国)	その他 (EC)
アフリカ連合諸国	7.2	11.6	7.9
その他低開発国	8.2	9.2	5.9

注 EC 3カ国は、西ドイツ、イタリア、オランダ。

資料 Charles Young, Association with the EEC: Economic Aspects of the Trade Relationship, *Journal of Common Market Studies*, Dec. 1972, p. 133.

また、第4表でECの連合諸国からの輸入の比重をみてみよう。それによると、ECの全輸入に占める連合諸国の比率は1958—69年に、3.5%から2.3%に減少しており、とくにフランスとベルギー・ルクセンブルグからの輸入の比率が減少している。さらに、世界のすべての低開発国からの輸入の比率も27.4%から19.6%に低下し、EC各国ともその比率はいちじくしく低下してきているのである。しかも、ECへの輸出の増加率からみると連合諸国は、その他の低開発国の場合よりも低かったのである。これらのことは、ECの域内貿易拡大の影響によってECの低開発国との貿易

第4表 ECの輸入に占める連合諸国および低開発国の比率(%)

(1959~69年)

	E C	ベルギー・ ルクセンブルグ	オランダ	西ドイツ	フランス	イタリー
連合諸国						
1959年	3.5	6.0	1.1	1.0	9.0	1.8
1969年	2.3	4.8	1.1	1.0	3.9	1.6
低開発国計						
1959年	27.4	18.6	22.3	22.8	43.7	29.3
1969年	19.6	15.6	15.6	18.3	21.4	26.0

資料 *Britain, the EEC and the Third World*, Overseas Development Institute, London, 1971, p. 86.

比率が減少していることを示すとともにアフリカ連合諸国が連合協定によって貿易転換を求め、貿易拡大を求めても、その成果にはみるべきものがなかったことを示している。

さて、ECの輸入のうちで連合諸国のもつ比重がわずかに2.3%にすぎないという事実はきわめて重大である。というのも、アフリカ連合諸国の側からみればECむけの輸出は、1968年で総輸出額の70.9%もの大きさをもっており、また、連合諸国の輸入に占めるECの比率は、65.4%もあるのであって、連合諸国にとってECはきわめて重要な市場となっているからである。にもかかわらず、連合諸国にとってECの比重は1959年から1968年の間に67.2%から65.4%へと減少している点にも注意を払わねばならない。

商品貿易構造からこのことをみてみよう。

連合諸国の輸出商品はいうまでもなく熱帯生産物および原料品である。ところで、これらの商品にたいするECの特恵マージンはきわめて小さい。また、戦後の世界貿易は工業品貿易の伸びが第1次産品の貿易の伸びよりもはるかに大きい。さらに、ECの輸入における第1次産品の比重はいちじるしく低下してきている。第5表によってその事実をみてみよう。

第5表 ECの連合諸国からの商品別輸入比率（%）

	1958年	1969年
食料	5.6	2.6
飲料・タバコ	1.4	0.6
粗原料	5.8	5.6
鉱物・燃料	0.5	0.3
油脂	21.5	12.4
化学品	0.2	0.1
製造工業品	3.9	3.2
機械・運輸施設	—	—
その他工業品	0.6	—
その他	0.1	—
計	3.5	2.3

資料 OECD, *Statistics of Foreign Trade*.

商品別にECの輸入に占める連合諸国の比率をみると、ECの輸入比率ですべての商品において減少しているが、なかでも連合諸国のもっとも重要な輸出商品である油脂が21.5%から12.4%に減少しているのである。

この例からもわかるように、ECの特恵があたえられている油脂商品（EC共通農業政策の農産物として特恵から除外されながらも、緩和されている商品）ですらECの輸入比率はいちじるしく低下しているのである。砂糖の場合も同様である。

ところで、連合諸国は製造工業品についてECの関税撤廃の恩恵を受けてはいるが、いまだに工業品の生産や輸出を大規模に行なうほど工業化がすすんでいないことはいまでもない。もっとも、連合諸国のECへの輸出全体のうちで工業品の占める比重は1959年の22%から1969年には32%に上昇している。しかし、これととも、他の低開発国と工業品の輸出増加率をくらべてみた場合には同じ年間に他の低開発国が400%であるのに、連合諸国はわずかに半分の200%にすぎなかったのである。

要するに、アフリカ連合諸国の輸出にとってECの特恵はほとんど意味

のないものであった、ということができらるだろう。

ところで、連合諸国のあたえる逆特惠がどのような意味をもっているか、後の議論の展開とも関連があるので、ここでみておく必要がある。そもそも逆特惠は、すでにみてきたように、貿易額からみるとECにとってほとんど重要性をもたないものである、と考えられる。にもかかわらず、連合協定が逆特惠をとり入れているのはなぜだろうか。

第1に、連合協定はGATTの規定(第24条の例外規定)からみると自由貿易地域となるのであり、自由貿易地域としては当然に相互性が要求される。すなわち、ECが連合諸国の産品の関税を廃止すれば、連合諸国もEC側に特惠を与えるのである。第2に、GATTの規定とは別に、実質的にみて、連合諸国がECに与える逆特惠は、連合諸国にとってつぎの二つの点で犠牲を意味する。まず、直接的にたとえば、逆特惠の平均が2ないし4%として、ECの輸入額が1969年で9億ドルであるとすれば、逆特惠による連合諸国側の損失は1800—3600万ドルになる。もっともこの額は大きな犠牲とはいいい得ない程度のものである。つぎに、間接的な犠牲は、アメリカなど第3国の連合諸国への輸出が差別されることとなるので、かれらが一般特惠(generalized preference)から連合諸国を閉め出すこととなることから生じるものである。

さて、貿易統計からみて、ECの連合諸国への輸出にはどのような変化がみられるだろうか。1959—69年についてみてみよう。さきにみたように、フランスを含む6カ国のECとフランスを除く5カ国のECについて輸出の年平均増加率を、アフリカ連合諸国むけとその他の低開発国むけにわけると、6カ国のECは年7.4%であるのに、5カ国のECは15.7%と非常に大きい(第6表)。なお、その他の低開発むけは、6カ国ECも5カ国ECもそれほど大きな差はない。このことは、フランスの旧植民地への西ドイツ、イタリアの市場進出がいちじるしかったことを示してい

第6表 ECの年平均輸出増加率（%，1959～69年）

輸 出 国	輸 入 国	
	アフリカ連合諸国	その他低開発国
E C (6カ国)	7.4	6.0
E C (5カ国)	15.7	7.4
その他 OECD	10.1	6.9

注1 アフリカ連合諸国は、ルワンダ、ブルンジ、およびザイールを除く15カ国である。

2 EC5カ国とは、フランスを除くECである。

資料 Charles Young, *op. cit.*, p. 131.

る。ところで、ECの輸出増加に有利に作用したものに三つの要因が考えられる。第1は、いうまでもなく逆特惠，第2は、フランスの旧植民地体制の崩壊のなかで他の5カ国の輸出がいちじるしく伸びたこと，第3に、欧州開発基金EDFの資金があげられるだろう。いわゆる援助の輸出拡大効果である。

しかし、これらの要因のうちで、欧州開発基金（EDF）の効果を別にすれば、連合諸国のあたえる差別的な関税（逆特惠）がもっとも重要な役割を果している。すなわち、逆特惠が貿易転換効果をもったことを示しているのである。

要するに、ヤウンデ協定の貿易にたいする効果は、連合諸国からECへの輸出の場合には貿易創出も貿易転換もみられない。一方、ECの連合諸国への輸出には逆特惠のもたらす貿易転換効果がみられる。

IV アルーシア協定

ECのアフリカ諸国との連合関係の拡大は英連邦に属する東アフリカ3国にもおよんだ。すなわち、ケニア、ウガンダ、タンザニアの東アフリカ

共同体3国は、1963年いらいECと連合関係にはいる交渉をつづけていたが、1968年7月26日に妥結し、特惠貿易協定のかたちで、タンザニアのアルーシアで調印された。しかし、これは比准を得られず、翌1969年9月に第2次協定として署名され、1971年1月1日から75年1月末日まで施行されることとなったのである。

ところで、アルーシア協定は、ECの側からみれば外延的拡大が英連邦諸国にまですすんでいったことを示すとともに、東アフリカ側の利害からも出ている。すなわち、第1に、東アフリカ3国はかれらとほとんど同じ第1次産品を生産するヤウンデ諸国にあたえられた特権から、EC内で、みずからの輸出市場をまもる必要があった。第2に、東アフリカ3国は、ECにたいして大きな貿易赤字があった。たとえば1970年でみると、赤字は約3000万東アフリカポンドにのぼっていたのである。

さて、アルーシア協定は、貿易上からは、本質的にはヤウンデ協定と同じである。まず、ECは3国の原産品にたいして無関税の輸入を認め、かつ3国からの輸入品にたいして数量制限を課さないこととなっている。しかし、これにはヤウンデ協定の場合と同様に例外がある。第1は、EC共通農業政策によってカバーされる農産物については、牛肉と果物、野菜を除けば、輸入税を除く(duty-free)かわりに課徴金(levies)をのこすこととなって名目だけのものとなった。第2に、ヤウンデ協定国の輸出品と競合する特定産品——コーヒー、丁香香、およびパイナップル——は、無関税輸入枠の割当制をとった。すなわち、コーヒーは5万6000メトリックトン、丁香香は120メトリックトン、パイナップルは860メトリックトンまではそれぞれ無関税輸入となるのであり、それぞれの枠をこえると関税が課せられるのである。

これにたいして東アフリカ3国は、ヤウンデ協定と同様に逆特惠をみとめている。しかし、その適用は59品目で特惠率は約2～9%である。59品

目でECからの東アフリカの輸入の約15%を占めている。

ところで、この逆特恵の供与については、交渉の経過をみると、きわめて難航していることがうかがわれる。すなわち、1964年2月の最初の予備交渉では東アフリカ3国はヤウンデ協定と同様な連合協定の締結を希望し、したがって貿易についても相互主義を原則としていた。

しかし、東アフリカ3国は、しだいは相互主義に反対の態度を強めはじめ、EC側は特恵の代償を求めべきでない、という要求を主張した。1966年11月7日のブリュッセルでの交渉のさいには、東アフリカ3国の相互主義を拒否する態度はきわめて強硬となり、あらゆる国にたいして無差別に最恵国ベースで供与されるべき関税譲許を行なう、という案を提出した。もちろんこれは、ECの受け入れるところとはならず、交渉は無期延期になるというほどであった。とくに、第1回国連貿易開発会議の開かれた1964年3月～5月の時期からは強硬にこれを主張した。このことは低開発国側の一般的な要求の高まりに呼応するものであったといえることができる。とはいえ、結局は、相互主義の立場に立つヤウンデ協定とほぼ同様の内容をもつものとなったのである。

ところで、アルーシア協定の意義はどこにあったのだろうか。東アフリカ3国が英連邦に属しつつECとの連合関係をつくりあげた点について、ECからみれば、英連邦の支配関係の弱体化傾向がすすむとともにECの集団的な形でこの地域への侵入がはじまったものとみることができる。一方、すでに述べたように、東アフリカ3国はその輸出関心品目である綿花、サイザル麻、コーヒー、牛乳、バターなどの市場を確保する必要があったのである。

もともとアフリカ市場は植民地支配の時代に二つのブロックに大きく両極化されていた。すなわち、英連邦貿易圏に属する国ぐにとEC貿易圏に属する国ぐにとである。ところが、EC・東アフリカ連合協定ができたこ

とによってこの二つのグループの橋渡し⁴ができた、という見方がある。たしかに、この見方は興味深いものである。というのも、最初に述べたように、イギリスのEC加盟とともに、英連邦アフリカの諸国がいずれもEC連合関係を結ぶ方向にすすみつつあるからである。

しかし、アフリカの二つのグループの橋渡し⁴がなされたあと、ECと拡大されたアフリカ連合諸国との関係はどうなるのだろうか。この点がきわめて重要なテーマとして残されているのである。もし、ECの集団的なアフリカ進出の方向が、連合関係の拡大となってあらわれているのだとしたら、二つのグループの橋渡しは今後どのような動きをしてゆくことになるのだろうか。

つぎに、英連邦アフリカ諸国の動きをみてみよう。

V 英連邦アフリカ諸国とEC連合関係

すでに述べたように、イギリスのEC加盟条約の議定書22は、英連邦20カ国にたいしてECと特別関係を結ぶことを提案している。ECが英連邦にたいして門戸の開放に同意したのは1962年であり、東アフリカ3国のEC連合はこれにもとづくものであった。

ところで、議定書22でECとの特別関係を提案された英連邦アフリカ諸国は13カ国であるが、モーリシャスは1973年1月にヤウンデ協定に参加しているので残りの12カ国、すなわち、ガンビア、ガーナ、ケニア、マラウイ、ナイジェリア、シェラレオーネ、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ボツワナ、レソト、スワジランドである。なお議定書によれば、特別関係はイギリス加盟後できるだけ早く交渉を開始するよう求められている。

さて、条約議定書22で明記されている具体的な点でとりあげるべき問題が三つある。

4 P. N. C. Okigbo, *Africa and the Common Market*, Ibadan, 1967.

第1は、アフリカ12カ国のうちボツワナ、レソト、およびスワジランドの3国に特別の条件がついていることである。この3国は南アフリカと関税同盟をつくっている。ところが南アフリカは、ECからみると、第三国であるので、ECはこの3国が南アに与えていると同じ待遇を要求しているのである。また、ECの原産地規制を厳重に実施するよう求めている。これは、南アの輸出品がボツワナなど3国の輸出品としてECの特恵を利用するのを防ぐためである。

第2は、砂糖の輸出に大きく依存する英連邦諸国の利益を保証することである。従来から行なわれていた英連邦砂糖協定は1974年12月末で終わるが、砂糖輸出が重要なことにかんがみて、これらの国の拡大EC諸国への砂糖輸出を現在の水準で維持することを保証する、というのである。いわば英連邦砂糖協定を実質的に継続しようとするのである。

もともとECは砂糖を自給自足できるのであるが、これは共通農業政策にもとづく域内甜菜糖にたいする保護主義によるものである。したがって、ECはこれまでは国際砂糖協定の署名を拒否しつづけて来たのであった。というのも、もともと国際商品協定は価格安定を目的としたものであり、ECがこれに加盟すれば、域内甜菜糖の生産が制限されるからであった。

こんど砂糖協定が成立したために、ECは英連邦諸国の砂糖輸出を保証しなければならぬ。他方、砂糖の純輸入国であるイギリスがECに加盟してもECは砂糖を自給自足できるとみられている。そして、ECはいぜんとして域内甜菜糖にたいする保護主義をつづけるであろう。そうすれば、結局、長期的にみれば英連邦アフリカ諸国の甘蔗生産者はその生産の削減を迫られることとなるであろう。

さらに、議定書22は、「その経済が相当程度に一次産品の輸出に依存する国の利益を保護する」、と述べて、砂糖以外の重要輸出農産物について

も同様に考えている。英連邦アフリカ諸国の輸出の大きな部分を占めているものでEC域内生産と競合する農産物は、落花生、とうもろこし、綿花、煙草、などたくさんある。これらについては一般的な言及にとどまってはいるが、EC域内生産と競合関係に立つことによって、将来の生産と輸出に非常な困難が予想されるのである。

第3は、英連邦諸国のEC連合がいわゆる第1方式(ヤウンデ方式)をとる場合、欧州開発基金(EDF)からの援助を受けることとなる。東アフリカ3国の連合の場合にはなおイギリスの投資、援助上の力にたいする妥協の産物として貿易協定のみに終っていたが、イギリスのEC加盟後の英連邦のEC連合の方向はヤウンデ協定と同様に援助をも含むものとなるであろう。援助はたしかに魅力のあるものではあるが、そもそもヤウンデ協定の援助はフランスの植民地援助の遺産であった。そのうえ、ECの援助はヤウンデ諸国に英連邦諸国が大量に入ればEDF援助が実質的に多角援助として増えるかどうか疑わしいのである。ECが援助をエサにしてアフリカ諸国との貿易ブロックを拡大しようという意図をもつものであるといえなくもない。ともあれ、援助の問題は本稿の直接のテーマではないのでここではこれ以上立ち入らないことにする。さて、EC連合関係の英連邦への拡大は、ECの外延的拡大であり、ECブロック化の方向を示すものと規定できるのであるが、英連邦アフリカ諸国からみるとどういう意味をもつのだろうか。

英連邦アフリカ諸国の貿易構造の変化をみながらこのことを考えてみよう。英連邦構造における本国と植民地のさいごの結合部分であったアフリカ諸国がダイナミックに解体し、独立国となりはじめたのは1957年であるが、その時期からこんにちまでの変化をとりあげてみよう。

まず、第7・8表によって主な英連邦アフリカ諸国のイギリスとの結びつきをみてもみると、ガーナ、ナイジェリアの輸出については、1955年、と

くに1960年以降、急速にイギリスとの貿易比率が減少している。ガーナは1955年の30.5%から70年に18.0%へ、ナイジェリアは70.0%から31.0%へと減少しているのである。また、ザンビアも減少傾向は明白である。

しかし、東アフリカ諸国は相対的に変化が少ない。輸入面についてもほぼ同じような傾向がみられる。なお、ぜんたいとして輸入面のほうがややイギリスとの結びつきの比重が大きいのも統計からみた特徴である。

同様に、これら諸国の英連邦諸国との結びつきも、第9・第10表にみるようにしだいに弱まってきている。この場合も、ガーナ、ナイジェリア、ザンビアで英連邦諸国相互間の貿易比率はいちじるしく減少してきているが、東アフリカ諸国ではほとんど変わっていない。これは西アフリカと東アフリカの相異を示すものであり、西アフリカのほうがダイナミックに変貌

第7表 英連邦アフリカ諸国の輸出のイギリスむけ比率 (%)

年	ガーナ	ナイジェリア	ケニア	ウガンダ	タンザニア	マラウイ	ザンビア	ローデシア
1955	30.5	70.0	—	—	—	54.7		
1956	35.9	64.0	—	—	—	59.2		
1957	34.6	62.9	—	—	—	48.0		
1958	35.5	56.4	—	—	—	49.6		
1959	27.5	50.9	—	—	—	46.5		
1960	23.8	47.3	19.2	14.3	25.8	44.6		
1961	21.2	45.0	16.1	12.5	30.4	47.6		
1962	24.3	41.8	20.0	16.7	31.0	42.5		
1963	19.6	39.3	17.7	16.1	28.2	39.7		
1964	15.4	37.9	14.3	10.5	26.7	45.0	32.0	—
1965	13.1	30.3	14.1	14.9	26.1	37.0	38.0	—
1966	17.0	38.0	15.3	15.9	25.7	49.0	32.0	—
1967	21.0	30.0	18.3	19.7	28.4	52.0	27.0	—
1968	20.0	29.0	19.0	19.7	22.8	49.0	29.0	—
1969	21.0	27.0	16.8	19.7	23.9	45.0	26.0	—
1970	18.0	31.0	15.6	17.9	19.5	50.0	22.0	—

資料 Commonwealth Economic Committee, *Commonwealth Trade*, 1959~60および1970.

第8表 英連邦アフリカ諸国の輸入のイギリスとの比率 (%)

年	ガーナ	ナイジェリア	ケニア	ウガンダ	タンザニア	マラウイ	ザンビア	ローデシア
1955	48.9	47.1	—	—	—	43.2		
1956	48.3	44.1	—	—	—	40.9		
1957	42.3	43.4	—	—	—	37.9		
1958	43.5	44.0	—	—	—	38.0		
1959	39.8	45.8	—	—	—	36.7		
1960	36.9	42.3	32.0	23.8	25.0	32.7		
1961	36.9	38.5	32.6	27.3	27.1	33.1		
1962	34.2	36.5	30.6	22.7	25.5	32.4		
1963	33.1	34.7	28.3	21.4	25.5	32.1		
1964	27.3	30.8	26.1	23.9	25.0	23.0	17.0	—
1965	25.1	30.9	24.8	27.6	23.9	25.0	20.0	—
1966	29.0	30.0	30.4	25.5	24.2	31.0	22.0	—
1967	30.0	29.0	29.1	24.7	23.8	28.0	17.0	—
1968	28.0	31.0	28.2	25.1	23.1	31.0	23.0	—
1969	27.0	35.0	28.3	24.8	22.1	30.0	23.0	—
1970	24.0	33.0	27.0	23.4	21.3	26.0	24.0	—

資料 *Ibid.*

第9表 英連邦域内輸入における各国の英連邦との比率 (%)

年	ガーナ	ナイジェリア	ケニア	ウガンダ	タンザニア	マラウイ	ザンビア	ローデシア
1954 ~56	55	54	—	—	—	85		
1957	49	51	—	—	—	82		
1958	51	51	—	—	—	80		
1959	48	51	—	—	—	78		
1960	42	48	46	62	57	78		
1961	43	46	51	68	60	73		
1962	40	44	48	64	62	72		
1963	40	41	47	64	64	71		
1964	36	38	48	61	58	73	61	—
1965	31	27	44	64	58	73	56	—
1966	33	36	48	63	55	72	47	—
1967	36	35	48	59	50	67	34	—
1968	33	37	47	58	48	61	39	—
1969	34	40	46	61	47	59	41	—
1970	29	37	44	60	42	60	44	—

資料 *Ibid.*

第10表 英連邦域内輸出における各国の英連邦との比率 (%)

年	ガーナ	ナイジェリア	ケニア	ウガンダ	タンザニア	マラウイ	ザンビア	ローデシア
1954 ～56	38	68	—	—	—		68	
1957	35	64	—	—	—		73	
1958	35	57	—	—	—		65	
1959	27	52	—	—	—		66	
1960	29	49	57	50	51		53	
1961	26	47	57	48	54		56	
1962	29	44	59	45	57		48	
1963	25	42	59	41	50		46	
1964	20	42	61	38	54	73	39	—
1965	20	40	64	41	58	71	43	—
1966	23	42	59	41	56	65	35	—
1967	27	35	64	48	61	72	30	—
1968	28	33	62	47	58	67	31	—
1969	25	31	61	46	56	68	29	—
1970	24	34	59	43	59	67	26	—

資料 *Ibid.*

をとげていることを示している。

ところで、英連邦アフリカ諸国の貿易構造の変貌の方向はどうであろう

第11表 英連邦アフリカ諸国のECへの輸出比率 (%)

年	ガーナ	ナイジェリア	ケニア	ウガンダ	タンザニア	ザンビア
1960	37.1	30.5	21.1	18.4	22.6	—
1961	35.6	33.9	16.0	18.7	19.6	—
1962	31.2	34.6	18.3	10.4	19.0	—
1963	32.0	37.1	17.6	12.9	19.7	—
1964	32.7	36.5	15.6	14.5	20.0	31.0
1965	30.1	35.8	15.4	16.2	17.4	30.0
1966	24.4	35.4	16.6	10.6	15.0	34.0
1967	22.1	39.5	12.5	9.3	15.1	26.6
1968	28.4	35.7	14.1	8.1	12.7	32.0
1969	24.7	35.1	14.6	6.5	11.8	33.0
1970	20.3	33.7	13.7	7.5	13.1	31.6

資料 *Ibid.*

第12表 英連邦アフリカ諸国のECからの輸入比率 (%)

年	ガ ー ナ	ナイジェリ ア	ケ ニ ア	ウガンダ	タンザニア	ザンビア
1960	25.4	19.5	16.5	14.5	13.6	—
1961	22.0	19.9	12.6	13.6	10.4	—
1962	23.9	19.2	14.3	13.6	10.6	—
1963	25.4	21.7	15.1	14.3	12.8	—
1964	23.1	23.3	17.0	15.2	13.3	5.1
1965	21.4	24.7	14.9	15.5	17.9	7.6
1966	21.2	26.4	17.3	18.0	17.5	8.2
1967	20.3	25.8	19.6	18.7	21.6	12.2
1968	20.3	27.7	18.7	18.3	20.4	12.7
1969	20.9	25.7	19.0	15.5	18.6	9.9
1970	21.5	25.9	18.3	14.2	21.5	10.8

資料 *Ibid.*

か。アフリカ貿易にたいするインパクトとしては、1958年のECの成立がもっとも大きいと考えられる。しかしながら、第11表にみるように、ECへの輸出については、ナイジェリアを除けばほとんどの国でECへの比重を減少させている。他方、第12表にみるように、ECからの輸入は、ガーナを除けば大体において比重が増大傾向にあるのである。このことは、ECの成立以降、ECから英連邦アフリカ諸国への市場進出がはげしくなっていることを示すものであるといえよう。

VI ECの連合関係拡大の意義

本論文のはじめに、ECの連合関係を、旧フランス植民地18カ国にモリスヤスの参加するヤウンデ協定について検討した。もともとヤウンデ諸国は、植民地時代の遺産としてECへの依存率はきわめて高く、今日でも輸出入とも約7割という高い比率を占めている。にもかかわらず、ヤウンデ諸国のECへの輸出は、その他の諸国と比較すると増加率が低い。たとえば、1958から1972年のECへの輸出増加率は、日本が1500%、アメリカ

が348%，東欧が472%，ラテン・アメリカが219%にたいして、ヤウンデ諸国はわずかに80%の増加率にしかすぎなかったのである。⁵ 先進諸国は別にしても、ヤウンデ諸国は、ラテン・アメリカ、英連邦アフリカ諸国などのヤウンデ諸国と似かよった輸出品をもつ諸国からはげしい競争をうけているのである。

試みに第13・第14表によって1959—69年のECの輸入比率をみてみよう。ECのヤウンデ諸国からの輸入についてはすでに第5表でみた通りすべての商品において減少しているが、英連邦諸国からの輸入については食料、鉱物、燃料、その他工業品の輸入において増加しており、低開発国ぜんたいからみたECの輸入についても鉱物・燃料、製造工業品において増加しているのである。

ECの供与する特惠の作用については、すでに検討したように、鉄、銅、ボーキサイト、錫、ゴム、木材、粗油などには与えられていないし、EC共通農業政策の商品も除かれていて、ヤウンデ諸国にとって特惠はほとんど意味のないものになっていた。特惠でカバーされた落花生、コーヒー、ココア、パーム・オイルですら、英連邦アフリカ諸国やラテン・アメリカ諸国からはげしい競争をうけているのである。

さらに製造工業品は特惠をあたえられてはいるが工業化のおくれた現在のヤウンデ諸国にとってはまったく無意味である。インド、ブラジルなど工業化のある程度すすんでいる国ぐにはすでにECへの工業品輸出を伸ばしはじめている。第13表・第14表でみるように、ECの英連邦諸国からの工業品輸入比率は増加しているのである。また、低開発国全体からの場合もECの工業品輸入比率が増加しているのである。

さて、このような現実にあって、ECが連合関係を英連邦アフリカ諸国へ拡大した場合にどうなるだろうか。英連邦アフリカに特惠をあたえてい

5 *The Times*, 1972. 12. 6.

第13表 ECの英連邦諸国からの輸入比率 (%)

	1958年	1969年
食 料	4.7	6.2
飲料・タバコ	2.6	1.0
粗 原 料	10.3	5.9
鉱物・燃料	0.6	1.7
油 脂	4.0	3.5
化 学 品	0.8	0.6
製造工業品	2.6	1.8
機械・運輸施設	0.1	0.1
その他工業品	1.4	3.2
そ の 他	0.7	0.1
計	3.9	2.4

資料 OECD, *op. cit.*

第14表 ECの低開発国全体からの輸入比率 (%)

	1958年	1969年
食 料	38.9	36.4
飲料・タバコ	54.5	21.0
粗 原 料	35.5	28.5
鉱物・燃料	59.7	70.7
油 脂	47.1	38.9
化 学 品	4.5	2.6
製造工業品	11.7	12.8
機械・運輸施設	0.6	0.6
その他工業品	2.4	5.6
そ の 他	4.6	0.6
計	27.4	19.6

資料 *Ibid.*

ない場合にすら、すでにヤウンデ諸国にとって英連邦諸国はきびしい競争相手となっていた。こんど、英連邦アフリカがECの連合関係に入って貿易上で同じ土俵の上に立つならば、いっそう競争が激化することは明白である。ECは、競争の激化によって開発途上国からの第1次産品の輸入を

より有利に展開することができるであろう。これこそ、ECが連合関係を拡大する意図である、ということができる。

他方、英連邦アフリカ諸国の意図はどこにあるのであろうか。

もともと英連邦アフリカ諸国は、ヤウンデ協定を新植民地主義として強く批判している。かれらによれば、ヤウンデ協定は資金援助をテコとして、アフリカ諸国をECの原料供給国として固定化し、植民地的な関係を恒久化しようとしている、というのである。ECの新たな世界市場の分割戦における外延的な拡大を示すものといえるだろう。

ところで、いままでのところ、かれらはECの提案にたいしてどのような態度を示しているだろうか。

マラウイは連合交渉に参加することを公式に要請した。ナイジェリアはヤウンデ型にもアルーシア型にも反対で、単純な貿易協定ならよい、と声明した。しかし、ナイジェリアについては連合交渉に参加しないのではないかという見通しもなされている。というのは、石油輸出が増加して伝統的な輸出品の落花生、ココアなどをはるかにしのいでいるので、ECの特恵から得るところは余り大きくないからである。その他の諸国はEC連合に関心をもって検討している、と表明している程度で積極的な発言はない。ともあれ、巨大な市場としてのECの魅力は大きく、ECから難れ得ないという側面も大きい。

この立場に立って、英連邦アフリカ諸国の大勢は、ヤウンデ諸国との結束によってECとの新しい関係を打ち立てるべきである、という方向に動こうとしている。ヤウンデ諸国よりも相対的に独立性のつよい英連邦アフリカ諸国がイニシアティブをとり、結束してECに当ろうというのである。

1973年5月の第10回アフリカ統一機構（OAU）首脳会議はこの基本原則を確認した。ここで強く主張されたのは、第1にECの要求する逆特恵

を拒否することである。すでに英連邦特惠でもその変貌過程⁶で逆特惠の規模はきわめて小さくなり、無税扱いもない。また、ナイジェリアとガーナは逆特惠を拒否している。したがって英連邦アフリカは特に逆特惠にたいしてきわめて強く批判的な態度を打ち出している。第2に、金融、資本、技術援助の増加を要求することである。

これにたいしてEC側はいぜんとしてヤウンデ型の協定を主張してこれに反対している。1973年7月末、ブリュッセルで開かれた会議でも、ECとアフリカ側との歩みよりはみられなかった。

ところで、EC内部にも、逆特惠を放棄してもよいという意向を示しているイギリス、デンマークと、あくまでヤウンデ型に固執するフランス、イタリア、ベルギーとの間に足並みの乱れはある。一方、アフリカ諸国の団結もけっして容易なものではない。

ともあれ、英連邦アフリカ諸国が、ブリュッセル条約議定書22にどのようにこたえるか、がこの動きをきめてゆくことになるだろう。しかし、ECの外延的拡大が新植民地主義的なヤウンデ型から大きく転換を求められる方向へ徐々にではあるが進んでゆくことは間違いのないであろう。

参考文献

- 拙稿「英連邦アフリカ諸国の貿易問題」『アフリカ研究』第6号、1968年4月。
 拙稿「ECとアフリカ連合制度」(拙著『ヨーロッパ経済とイギリス』東洋経済新報社、1969年)。
 荒木忠男編『EEC・アフリカ新連合協定』アジア経済研究所、1965年。
 山田敏雄「アフリカの模索とEC」『世界』1973年7月号。
 Charles Young, Association with the EEC—Economic Aspects of the Trade Relationship *Journal of Common Market Studies*, Dec. 1972.
 Timothy Curtin, *Towards Eurafrika?: Africa's Relations with the Enlarged EEC*, Moorgate and Wall Street, Spring, 1973.
 I. William Zartman, *The Politics of Trade Negotiations between Africa and*

6 拙著『ヨーロッパ経済とイギリス』東洋経済新報社、1969年、第3章を参照されたい。

the European Economic Community, the Weak Confront the Strong, Princeton University Press, 1971.

P. Evert ed., *The European Community in the World—The external relations of the enlarged European Community*, Rotterdam Univ. Press, 1972.